

様式 1

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間

処 分 の 名 称		社会福祉連携推進認定の取消
根拠条例・規則等名		社会福祉法
条 項		第 1 4 5 条
所 管 部 課		福祉局 生活福祉部 福祉総務課（電話：048-829-1253）
審 査 基 準	基 準 （未設定の場合はその理由）	次のいずれかに該当するときは、社会福祉連携推進認定を取り消さなければならないこと。 （1）欠格事由のいずれかに該当するに至ったとき。 （2）偽り不正の手段により社会福祉連携推進認定を受けたとき。  次のいずれかに該当するときは、社会福祉連携推進認定を取り消すことができるものであること。 （1）認定基準のいずれかに適合しなくなったとき。 （2）社会福祉連携推進認定の取消しの申請があったとき。 （3）法、施行令又は施行規則に基づく命令や処分に違反したとき。
	設定等年月日	令和4年4月1日設定 年 月 日最終改正
標 準 処 理 期 間	期 間 （未設定の場合はその理由）	30日
	設定等年月日	令和4年4月1日設定 年 月 日最終改正
備 考		